

## 第28回自由が丘のまち運営会議議事録

日 時 : 平成20年(2008年) 6月25日(火)

18:00~20:00

場 所 : 緑が丘文化会館 本館 第3研修室

目黒区緑が丘2-14-23

出席者 : 別紙の通り

議 題 : 1 『目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に係る住環境の整備に関する条例(略称:住環境整備条例)』の内容と自由が丘への影響

(駐車場、駐輪場他)

2 その他

(株)ジェイ・スピリット渡邊取締役より挨拶。

◆議題・・・住環境整備条例について

※目黒区都市整備部開発係小川係長が住環境整備条例について説明。

◆議題・・・自転車駐車場付置義務の概要について

※目黒区都市整備部道路管理課自転車対策係栗原主査が自転車駐車場付置義務の概要について説明。

◆(株)ジェイ・スピリット石川氏より、検討課題についての説明の後、問題提起がなされた。

<問題提起>

- ・ 住環境整備条例と改正自転車等放置防止条例が4月1日から施行され、一定規模以上の商業施設には自動車・自転車駐車場の付置義務を課すこととなった。今後の自由が丘の影響、どのような街づくりを行っていくか検討してほしい。
- ・ 放置自転車がなくなるように、区で対策を講じてほしい。
- ・ 現状の敷地を前提に想定し建替えた場合で条例が適応される建築物は約50棟位が対象となる。何のための条例なのか。第一種住居地域や第二種中高層住居専用地域に対しては効果あるが、自由が丘は歩いて買い物する街を目指している。一定規模以上の建築物には駐車場等の設備を設ける必要はあると考える。緩和措置があるようだが、個店に負担をかけない方法で対応してほしい。

→皆さんで住環境整備条例に関わる規定をルール化すればそれを摘要することとなる。

<質疑応答>

(委員)

- ・ 運用で行くと不平等が行われるのではないか。

→そういうご心配があたりであれば、通りごとのルール、商店街のルール、運用のルールを地元と話し合っ  
て創っていく方法もある。

(委員)

- ・ 道路に駐車・駐輪させないまちを作りたいのはみな同じ思いだ。共同駐輪・駐車場の整備に充てる基金にするための負担を銀座、大手町などで制度化している。負担金を取れる制度を目黒でも創設できないか。

→現行制度では難しいと考えている。今後の検討課題とさせていただきます。

(委員)

- ・ 自由が丘の商業形態では、駐車場を各商店に置くのは不要と考える。共同駐車場を設置し、巡回バスで商店と連絡する方法が良い。

→条例は区全域を対象として制定したものです。各地区で地区計画など街づくりルールができればそれを適用することとなる。

(委員)

- ・ 放置自転車の大部分は鉄道利用者ではないのか。鉄道のために、なぜ商店が駐輪場を作らなければならないのか。

→鉄道利用のために乗入れられている自転車の駐輪場は、区が主体となって鉄道事業者と協力して整備を進めている。

(委員)

・ 医療機関、福祉関係の建物が自転車駐車場の付置義務対象施設に入っていないのはなぜか。

→条例には含まない。400㎡を超えるものは少なく、診療所等小さな医療機関の敷地面積に駐輪場を作るのは現実的に難しい。総合病院など一定規模を有する医療機関には、公共的な施設として個別に駐輪場の設置台数を協議している(条例第7条)。

→参考配付された作成図には、荷捌きスペースが抜けている。商店街で荷捌きルールが確立していれば、条例の規定は適用しなくなる。

(委員)

・ 早い段階で自由が丘ルールを作っていないといけないと考える。

(委員)

・ 自由が丘は地価が高い。これから時間をかけて検討していきたい。

(委員)

・ 現在、駅から300m以内には、約634台の駐車場がある。これらを今後どのように確保し続けるか検討していかなければいけない。フリンジ駐車場の考えを取り入れていきたい。